

## 秋田県子宮体部細胞診実施要領

### 1 目的

本検診は、子宮体がんの早期発見、早期治療を図るため子宮体部細胞診を実施するとともに、子宮がんの正しい知識の普及を図り、もって住民の健康水準の向上に寄与するものとする。

### 2 対象者

子宮頸がんの問診の結果により、最近6月以内に

(ア) 不正性器出血（一過性の少量の出血、閉経後出血等）

(イ) 月経異常（過多月経、不規則月経等）

(ウ) 褐色帯下

のいずれかの症状を有していたことが判明した者及び超音波検査所見等により医師が異常と認められた者に対しては、第一選択として、十分な安全管理のもとで多様な検査を実施することができる医療機関の受診を勧奨する。ただし、引き続き子宮体部の細胞診（子宮内膜細胞診）を実施することについて本人が同意する場合には、子宮頸がん検診に併せて引き続き子宮体部の細胞診を実施する。

### 3 実施方式

子宮頸がん検診と併せて実施するものとし、検診車による集団方式及び医療機関における施設（一括・個別）方式で行い、実施体系は子宮がん検診フローチャートによるものとする。

### 4 実施方法

(1) 子宮体部細胞診は、検診車あるいは検診施設内での細胞診を原則とする。採取困難などの場合は、受診者の希望する病院・医院で、細胞採取等を受けるように指導する。

(2) 細胞採取は、原則として内膜細胞擦過法で行い迅速に固定した後、パパニコロウ染色を行う。

検体の顕微鏡検査は、細胞検査士及び細胞診専門医が行うものとし、その判定は「陰性」「陽性」及び「疑陽性」とする。

(3) 細胞診で、疑陽性、陽性及び陰性でも臨床症状から医師が必要と認めた者を要精検の対象とする。

### 5 結果の区分

子宮体部細胞診の結果は、「要精検」「精検不要」とする。

(1) 要精検とは、子宮内膜細胞診の判定で「疑陽性」「陽性」の者とする。

なお、「陰性」の者でも、臨床症状から医師が精密検査を必要と認めた者も含む。

(2) 精検不要とは、これ以外のすべての者とする。

### 6 結果通知

(1) 検診結果の通知は、子宮頸がん(一次)検診と併せて行うものとする。

(2) 子宮体部細胞診の結果「要精検」「精検不要」については、子宮頸がん検診結果通知及び指示に準ずるものとする。

### 7 その他

実施計画の策定等これ以外のものについては、子宮頸がん（一次）検診実施要領に準ずるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成16年9月7日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成17年12月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。